

品証規則	品証規則解釈	工事計画認可申請の品質保証計画	相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答	【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力安全に対する当事者意識を高めること。</li> <li>・信頼、協働、自由なコミュニケーションを奨励し、より良い労働環境条件の改善に努め、人的・組織的問題の報告を重視する開かれた文化を構築すること。</li> <li>・原子力安全が損なわれるこのないように、構築物、系統及び機器の欠陥に関する報告を適切に行うこと。</li> <li>・特定された問題及び改善提案に対する迅速な対応を行うこと。</li> <li>・組織が、継続的に、安全と安全文化を高め、改善するための手段を持つこと。</li> <li>・原子力安全に対する組織及び個人の責任と説明責任を果たすこと。</li> <li>・原子力安全に関し、組織のあらゆる階層において問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を奨励し、慢心を戒めるための方策を模索し実施すること。</li> <li>・組織内での安全及び安全文化に関する重要な要素について共通の理解を促進すること。</li> <li>・自らの業務及び職場環境に関連したリスクを認識し、起こりうる結果を理解すること。</li> <li>・全ての活動において慎重な意志決定をすること。</li> </ul>			
七 関係法令の遵守状況	(6) 関係法令の遵守状況	品証規則と整合を図った。	f 関係法令の遵守状況	
九 従前の経営責任者照査の結果を受けて講じた措置	(7) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ		g 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ	
十 品質管理監督システムに影響を及ぼすおそれのある変更	(8) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更		h 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更	
十一 部門又は職員等からの改善のための提案	(9) 改善のための提案		i 改善のための提案	
(経営責任者照査に係るプロセス出力情報)	第19条(経営責任者照査に係るプロセス出力情報)	5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット	5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット	

品証規則	品証規則解釈	工事計画認可申請の品質保証計画	相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答	【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可)
第十九条 発電用原子炉設置者は、経営責任者照査から次に掲げる事項に係る情報を得て、所要の措置を講じなければならない。 一 品質管理監督システム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善 三 品質管理監督システムの妥当性及び実効性の維持を確保するために必要な資源	1 規則第19条第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、JISQ9001で使用されている「有効性の改善」に相当するものである。	マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。  (1) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善  (2) 業務の計画及び実施にかかる <b>保安活動の改善</b>  (3) <b>品質マネジメントシステムの妥当性及び有効性を継続的に改善するためには必要な資源</b>	品証規則と整合を図った。 (「業務の計画及び実施にかかる改善」は7章に基づく保安活動として運用していたため、従前の活動で担保されている。)  品証規則と整合を図った。 (ここでいう「資源の必要性」とは5.6.1(1)でいうQMSの妥当性、有効性のための資源として運用していたことから、従前の活動で担保されている。)	マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。  a 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善  b 業務の計画及び実施にかかる改善  c 資源の必要性
第四章 資源の管理監督  (資源の確保)		6 資源の <b>管理監督</b>  6.1 資源の <b>確保</b>	品証規則と整合を図った。 (資源の運用管理は5.1項のコミットメントに従い管理監督されてきたため、従前の活動で担保されている。)	6 資源の <b>運用管理</b>  6.1 資源の <b>提供</b>
第二十条 発電用原子炉設置者は、保安のために必要な資源を明確にし、確保しなければならない。		保安に関する組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、 <b>確保</b> する。		保安に関する組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。
(職員)		6.2 人的資源		6.2 人的資源
第二十一条 発電用原子炉設置者は、職員に、次に掲げる要件を満たしていることをもってその能力が実証された者を充てなければならない。 一 適切な教育訓練を受けていること。 二 所要の技能及び経験を有している	第21条(職員)	6.2.1 一般  1 規則第21条に規定する「能力」とは、JIS Q9001で使用されている「力量」に相当するものである。	保安に関する組織は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する職員には、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有する者を充てる。	保安に関する組織は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する職員には、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有する者を充てる。

品証規則	品証規則解釈	工事計画認可申請の品質保証計画	相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答	【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可)
こと。				
(教育訓練等)	第22条(教育訓練等)	6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 保安に関する組織は、次の事項を「教育訓練基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき実施する。 (1) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。	6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 保安に関する組織は、次の事項を「教育訓練基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき実施する。 a 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。	
第二十二条 発電用原子炉設置者は、次に掲げる業務を行わなければならない。 一 職員にどのような能力が必要かを明確にすること。 二 職員の教育訓練の必要性を明らかにすること。 三 前号の教育訓練の必要性を満たすために教育訓練その他の措置を講ずること。 四 前号の措置の実効性を評価すること。 五 職員が、品質目標の達成に向けて自らの個別業務の関連性及び重要性を認識するとともに、自らの貢献の方途を認識しているようにすること。 六 職員の教育訓練、技能及び経験について適切な記録を作成し、これを管理すること。	1 規則第22条第1号に規定する「どのような能力が必要かを明確にする」とは、例えば、「その職員が行う業務の性質（作業レベル又は管理レベル等）を踏まえ、必要な能力（力量）を定めること」をいう。 2 規則第22条第3号に規定する「その他の措置」とは、例えば、「必要な能力を有する職員を新たに配属又は雇用すること」をいう。 3 規則第22条第4号に規定する「実効性を評価する」とは、JISQ9001で使用されている「有効性を評価する」に相当するものである。	(2) 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるよう教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。 (3) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。 (4) 保安に関する組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。 (5) 教育、訓練、技能及び経験について <u>適切な記録を作成し、これを管理する</u> （4.2.4参照）。	品証規則と整合を図った。 (記録作成後は適切に保存年限を定め管理を行って来たため、従前の活動で担保されている。)	b 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるよう教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。 c 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。 d 保安に関する組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。 e 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する（4.2.4参照）。
(業務運営基盤)	第23条(業務運営基盤)	6.3 <b>業務運営基盤</b>	品証規則と整合を図った。 (業務運営基盤には原子炉施設も含まれ、インフラストラクチャーも利用できるよう維持しているため、従前の活動で担保されている。)	6.3 原子炉施設及びインフラストラクチャー
第二十三条 発電用原子炉設置者は、保安のために必要な業務運営基盤	1 規則第23条に規定する「業務運営基盤」とは、JIS Q9001で使用さ	保安に関する組織は、原子力安全の達成のために必要な <b>業務運営基盤</b> を		発電所組織は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を「保修基

品証規則	品証規則解釈	工事計画認可申請の品質保証計画	相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答	【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17 認可)
(個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。)を明確にして、これを維持しなければならない。	れている「インフラストラクチャー」に相当するものである。	「7.1 業務の計画」で明確にする。なお、 <b>業務運営基盤</b> は、利用できるよう維持する。		準」及び「土木建築基準」に明確にし、維持管理する。また、保安に関する組織は、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを「7.1 業務の計画」で明確にする。なお、インフラストラクチャーは、利用できるよう維持する。
(作業環境) 第二十四条 発電用原子炉設置者は、保安のために必要な作業環境を明確にして、これを管理監督しなければならない。		6.4 作業環境  発電所組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を「放射線管理基準」、「保修基準」、「土木建築基準」及び「火災防護計画（基準）」に明確にし、 <b>管理監督</b> する。	品証規則と整合を図った。 (作業環境の運用管理は6.4項に従い、管理監督されてきたため、従前の活動で担保されている。)	6.4 作業環境  発電所組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を「放射線管理基準」、「保修基準」、「土木建築基準」及び「火災防護計画（基準）」に明確にし、 <b>運営管理</b> する。
第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施		7 業務 <b>に関する計画の策定</b> 及び <b>業務の実施</b>	品証規則と整合を図った。 (業務の計画は業務に関するものとして策定し、業務を実施しており、従前の活動で担保されている。)	7 業務の計画及び実施
(個別業務に必要なプロセスの計画) 第二十五条 発電用原子炉設置者は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、確立しなければならない。		7.1 業務の計画  (1) 保安に関する組織は、業務の計画（規定文書に基づき作成される各種手順書類を含む。）として保安活動に関する業務に必要なプロセス <b>の計画を策定し、確立</b> する。	品証規則と整合を図った。 (業務の計画は業務に必要なプロセスを計画として策定し、承認の後に確立しており、従前の活動で担保されている。)	7.1 業務の計画  (1) 保安に関する組織は、業務の計画（規定文書に基づき作成される各種手順書類を含む。）として保安活動に関する業務に必要なプロセス <b>を計画し、構築</b> する。
2 発電用原子炉設置者は、前項の規定により策定された計画（以下「個別業務計画」という。）と、個別業務に係るプロセス以外のプロセスに係る要求事項との整合性を確保しなければならない。		(2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項との <b>整合性を確保する</b> （4.1参照）。	品証規則と整合を図った。 (業務の計画はQMS及びQMSの他のプロセス要求事項と整合（整合性の確保）させており、従前の活動で担保されている。)	(2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合を <b>とる</b> （4.1参照）。
3 発電用原子炉設置者は、個別業務計画の策定を行うに当たっては、次に掲げる事項を適切に明確化しなければならない。 一 個別業務又は発電用原子炉施設に係る品質目標及び個別業務等要求事項		(3) 保安に関する組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。  a. <b>業務・原子炉施設</b> に対する品質目標及び要求事項		(3) 保安に関する組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。  a 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項
二 所要のプロセス、品質管理監督文書及び資源であって、個別業務又は発電用原子炉施設に固有のもの		b. <b>業務・原子炉施設</b> に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性		b 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性

品証規則	品証規則解釈	工事計画認可申請の品質保証計画	相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答	【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可)
三 所要の検証、妥当性確認、監視測定並びに検査及び試験（以下「検査試験」という。）であって、当該個別業務又は発電用原子炉施設に固有のもの及び個別業務又は発電用原子炉施設の適否を決定するための基準（以下「適否決定基準」という。）		c. その <u>業務・原子炉施設</u> のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準		c その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準
四 個別業務又は発電用原子炉施設に係るプロセス及びその結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録		d. <u>業務・原子炉施設</u> のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4 参照)		d 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4 参照)
4 発電用原子炉設置者は、個別業務計画の策定に係るプロセス出力情報、作業方法に見合う形式によるものとしなければならない。		(4) 業務の計画のアウトプットは、保安に関する組織の運営方法に適した形式にする。	品証規則に対する公衆審査にて「作業方法に見合う形式」は JEAC4111 の「組織の運営方法に適した形式」と同意との解釈で可との回答がなされていることから、JEAC4111 の表現のままとした。	(4) 業務の計画のアウトプットは、保安に関する組織の運営方法に適した形式にする。
		7.2 <u>業務・原子炉施設</u> に対する要求事項に関するプロセス		7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス
(個別業務等要求事項の明確化)	第26条（個別業務等要求事項の明確化）	7.2.1 <u>業務・原子炉施設</u> に対する要求事項の明確化 保安に関する組織は、次の事項を明確にする。		7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化 保安に関する組織は、次の事項を明確にする。
第二十六条 発電用原子炉設置者は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にしなければならない。		(1) <u>業務・原子炉施設</u> に適用される法令・規制要求事項		a 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項
二 関係法令のうち、当該個別業務又は発電用原子炉施設に関するもの		(2) 明示されてはいないが、 <u>業務・原子炉施設</u> に不可欠な要求事項	品証規則解釈にて「発電用原子炉施設の外部の者」は JISQ9001 の「顧客」に相当とされていることから、JEAC4111 の表現のままとした。	b 明示されてはいないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項
一 発電用原子炉施設の外部の者が明示してはいないものの、個別業務又は発電用原子炉施設に必要な要求事項であって既知のもの	1 規則第26条第1号に規定する「発電用原子炉施設の外部の者」とは、JISQ9001 で使用されている「顧客」に相当するものである。	(3) 保安に関する組織が必要と判断する追加要求事項すべて		c 保安に関する組織が必要と判断する追加要求事項すべて
三 その他発電用原子炉設置者が明確にした要求事項		7.2.2 <u>業務・原子炉施設</u> に対する要求事項のレビュー		7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー
(個別業務等要求事項の照査)				

品証規則	品証規則解釈	工事計画認可申請の品質保証計画	相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答	【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可)
第二十七条 発電用原子炉設置者は、個別業務の実施又は発電用原子炉施設の使用に当たって、あらかじめ、個別業務等要求事項の照査を実施しなければならない。		(1) 保安に関する組織は、 <u>業務・原子炉施設</u> に対する要求事項をレビューする。このレビューは、 <u>その要求事項を適用する前に</u> 実施する。	品証規則と整合を図った。	(1) 保安に関する組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。
2 発電用原子炉設置者は、前項の照査を実施するに当たっては、次に掲げる事項を確認しなければならない。 一 当該個別業務又は発電用原子炉施設に係る個別業務等要求事項が定められていること。 二 当該個別業務又は発電用原子炉施設に係る個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、当該相違点が解明されていること。 三 発電用原子炉設置者が、あらかじめ定められた要求事項に適合する能力を有していること。		(2) レビューでは、次の事項を確実にする。  a. <u>業務・原子炉施設</u> に対する要求事項が定められている。  b. <u>業務・原子炉施設</u> に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。  c. 保安に関する組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。		(2) レビューでは、次の事項を確実にする。  a 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。  b 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。  c 保安に関する組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。
3 発電用原子炉設置者は、第一項の照査の結果に係る記録及び当該照査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を <u>作成し、これを管理</u> する(4.2.4参照)。	品証規則と整合を図った。 (記録作成後は適切に保存年限を定め管理を行って来たため、従前の活動で担保されている。)	(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を <u>維持</u> する(4.2.4参照)。
4 発電用原子炉設置者は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようになるとともに、関連する職員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。 (発電用原子炉施設の外部の者との情報の伝達)	第28条 (発電用原子炉施設の外部の者との情報の伝達)	(4) <u>業務・原子炉施設</u> に対する要求事項が変更された場合には、保安に関する組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。	品証規則と整合を図り削除した。 ((1)項に包含される事項であるため、従前の活動で担保されている。)	(4) <u>業務・原子炉施設</u> に対する要求事項が書面で示されない場合には、保安に関する組織はその要求事項を適用する前に確認する。
		7.2.3 外部とのコミュニケーション		7.2.3 外部とのコミュニケーション

品証規則	品証規則解釈	工事計画認可申請の品質保証計画	相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答	【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可)
第二十八条 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の外部の者との情報の伝達のために実効性のある方法を明らかにして、これを実施しなければならない。	1 規則第28条に規定する「発電用原子炉施設の外部の者」とは、JISQ9001で使用されている「顧客」に相当するものである。 2 規則第28条に規定する「実効性のある方法」とは、JISQ9001で使用されている「効果的な方法」に相当するものである。	保安に関する組織は、原子力安全に関する外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施する。		保安に関する組織は、原子力安全に関する外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施する。
	7.3 設計・開発			7.3 設計・開発
(設計開発計画)	第29条(設計開発計画)	7.3.1 設計・開発の計画 (1) 原子力部門は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。		7.3.1 設計・開発の計画 (1) 原子力部門は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。
第二十九条 発電用原子炉設置者は、設計開発(発電用原子炉施設に必要な要求事項を考慮し、発電用原子炉施設の仕様を定めることをいう。以下同じ。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。		(2) 原子力部門は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。		(2) 原子力部門は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。
2 発電用原子炉設置者は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。		a. 設計・開発の段階 b. 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認		a. 設計・開発の段階 b. 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認
一 設計開発の段階		c. 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限	品証規則と整合を図った。	c. 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限
二 設計開発の各段階それぞれにおいて適切な照査、検証及び妥当性確認				
三 設計開発に係る部門及び職員の責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限	1 規則第29条第2項第3号に規定する「保安活動の内容について説明する責任」とは、「担当業務に応じて、組織内及び組織外に対し保安活動の内容を説明する責任」をいう。	(3) 原子力部門は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間の連絡を管理監督する。	品証規則と整合を図った。 (コミュニケーションにおける組織間の必要な意思疎通に関する管理を規定して行っているため、グループ間の連絡の管理監督は従前の活動で担保されている。)	(3) 原子力部門は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインターフェースを運営管理する。
3 発電用原子炉設置者は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理監督しなければならない。	2 規則第29条第3項に規定する「実効性のある情報の伝達」とは、JISQ9001で使用されている「効果的なコミュニケーション」に相当するものである。	(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。		(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。
4 発電用原子炉設置者は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じ適切に更新しなければならない。				

品証規則	品証規則解釈	工事計画認可申請の品質保証計画	相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答	【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可)
(設計開発に係るプロセス入力情報) 第三十条 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設に係る要求事項に関連した次に掲げる設計開発に係るプロセス入力情報を明確にするとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。 一 意図した使用方法に応じた機能又は性能に係る発電用原子炉施設に係る要求事項 三 関係法令 二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発へのプロセス入力情報として適用可能なもの 四 その他設計開発に必須の要求事項 2 発電用原子炉設置者は、設計開発に係るプロセス入力情報について、その妥当性を照査し、承認しなければならない。		<p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 原子炉施設の要求事項に関するインプットを明確に <b>するとともに</b>、記録を <b>作成し、これを管理する</b> (4.2.4 参照)。インプットには、次の事項を含める。</p> <p>a. 機能<b>又は</b>性能に関する要求事項</p> <p>b. 適用される法令・規制要求事項</p> <p>c. 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>d. 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 原子炉施設の要求事項に関するインプットについては、その適切性をレビューし、<b>承認する</b>。</p>	<p>品証規則と整合を図った。 (記録作成後は適切に保存年限を定め管理を行って来たため、従前の活動で担保されている。)</p> <p>品証規則と整合を図った。 (設計開発のインプットには、機能・性能共に入力しているため、従前の活動で担保されている。)</p> <p>品証規則との整合を図り一部削除した。 (品証規則の公衆審査にて「その妥当性を照査し」と「その適切性をレビューし」は同意であると回答されていることから、JEAC4111 の表現のままとした。)</p>	<p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 原子炉施設の要求事項に関するインプットを明確に <b>し</b>、記録を <b>維持する</b> (4.2.4 参照)。インプットには、次の事項を含める。</p> <p>a 機能<b>及び</b>性能に関する要求事項</p> <p>b 適用される法令・規制要求事項</p> <p>c 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>d 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 原子炉施設の要求事項に関するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反するものとする。</p>
(設計開発に係るプロセス出力情報) 第三十一条 発電用原子炉設置者は、設計開発に係るプロセス出力情報を、設計開発に係るプロセス入力情報と対比した検証を可能とする形により保有しなければならない。 2 発電用原子炉設置者は、設計開発からプロセスの次の段階に進むことを承認するに当たり、あらかじめ、当該設計開発に係るプロセス出力情報を承認しなければならない。	第31条 (設計開発に係るプロセス出力情報) 1 規則第31条第1項に規定する「設計開発に係るプロセス出力情報」とは、例えば、「発電用原子炉施設の仕様又はソフトウェア」がある。	7.3.3 設計・開発からのアウトプット		<p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発のアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式<b>により保有する</b>。また、リリースの前に、承認を受ける。</p>

品証規則	品証規則解釈	工事計画認可申請の品質保証計画	相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答	【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可)
3 発電用原子炉設置者は、設計開発に係るプロセス出力情報を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。 一 設計開発に係るプロセス入力情報たる要求事項に適合するものであること。 二 調達、個別業務の実施及び発電用原子炉施設の使用のために適切な情報を提供するものであること。 三 適否決定基準を含むものであること。 四 発電用原子炉施設の安全かつ適正な使用方法に不可欠な当該発電用原子炉施設の特性を規定しているものであること。		(2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。 a. 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。 b. 調達、業務の実施(原子炉施設の使用を含む。)に対して適切な情報を提供する。 c. 関係する検査及び試験の合否判定基準を含む。 d. 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。		(2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。 a 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。 b 調達、業務の実施(原子炉施設の使用を含む。)に対して適切な情報を提供する。 c 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。 d 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。
(設計開発照査)	第32条(設計開発照査)	7.3.4 設計・開発のレビュー (1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1 参照)体系的なレビューを行う。 a. 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。 b. 問題がある場合は識別し、必要な処置を提案する。 (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を作成し、これを管理する(4.2.4 参照)。	品証規則と整合を図った。 (問題がある場合は(2)項に従い記録とするため、従前の活動で担保されている。) 品証規則と整合を図った。 (記録作成後は適切に保存年限を定めること)。	7.3.4 設計・開発のレビュー (1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1 参照)体系的なレビューを行う。 a 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。 b 問題を明確にし、必要な処置を提案する。 (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。
第三十二条 発電用原子炉設置者は、設計開発について、その適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な照査(以下「設計開発照査」という。)を実施しなければならない。 一 設計開発の結果が要求事項に適合することができるかどうかについて評価すること。 二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を識別できるようにするとともに、必要な措置を提案すること。 2 発電用原子炉設置者は、設計開発照査に、当該照査の対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。 3 発電用原子炉設置者は、設計開発照査の結果の記録及び当該結果に基づき所要の措置を講じた場合に				

品証規則	品証規則解釈	工事計画認可申請の品質保証計画	相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答	【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可)
おいては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。			め管理を行って来たため、従前の活動で担保されている。)	
(設計開発の検証)	第33条(設計開発の検証)	7.3.5 設計・開発の検証  (1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。 <b>なお、計画に従ってプロセスを次の段階に進む場合には、要求事項に対する適合性の確認をしなければならない。</b> この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を <b>作成し、これを管理する</b> (4.2.4参照)。	品証規則と整合を図った。 (設計開発の検証(アウトプットがインプットを満たしていることを検証)を踏まえて次工程(設計1・2の結果を設計3にインプットし、設計3の結果をもと実際の工事を行い適合性確認検査を実施するなど)へ進めているため、従前の活動で担保されている。)  品証規則と整合を図った。 (記録作成後は適切に保存年限を定め管理を行って来たため、従前の活動で担保されている。)	7.3.5 設計・開発の検証  (1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を <b>維持する</b> (4.2.4参照)。
第三十三条 発電用原子炉設置者は、設計開発に係るプロセス出力情報が当該設計開発に係るプロセス入力情報たる要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。この場合において、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に進む場合には要求事項に対する適合性の確認をしなければならない。 2 発電用原子炉設置者は、前項の検証の結果の記録(当該検証結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。)を作成し、これを管理しなければならない。 3 発電用原子炉設置者は、当該設計開発に係る部門又は職員に第一項の検証をさせてはならない。	1 規則第33条第3項に規定する「設計開発に係る部門又は職員」とは、「検証の対象となる設計開発に直接に関与した者」をいう。	(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。	品証規則に対する公衆審査にて、「部門又は職員に第一項の検証をさせてはならない。」については、JEAC4111の「設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。」旨と同様であると回答されていることから、JEAC4111の表現のまとめた。	(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。
(設計開発の妥当性確認)		7.3.6 設計・開発の妥当性確認  (1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。		7.3.6 設計・開発の妥当性確認  (1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。
第三十四条 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を、規定された性能、使用目的又は意図した使用方法に係る要求事項に適合するものとするために、当該発電用原子炉施設に係る設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。 2 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を使用するに当たり、あら		(2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を	品証規則と整合を図った。 (品証規則の要求事項として公衆審	(2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を

品証規則	品証規則解釈	工事計画認可申請の品質保証計画	相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答	【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可)
かじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。ただし、当該発電用原子炉施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合においては、当該発電用原子炉施設の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行わなければならない。		完了する。 <b>ただし、原子炉施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、原子炉施設の使用を開始する前に、妥当性確認を行う。</b>	査において、前段を発電用原子炉施設の設置前、それが出来ない場合は「ただし」以降の後段で設置後、施設の使用前に妥当性確認を実施するよう要求していると回答されている。保安規定では何れも「実施可能な場合はいつでも」に包含されていることから、従前の活動で担保されている。)	完了する。
3 発電用原子炉設置者は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	品証規則と整合を図った。 (記録作成後は適切に保存年限を定め管理を行って来たため、従前の活動で担保されている。)	(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。
(設計開発の変更の管理) 第三十五条 発電用原子炉設置者は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別できるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		7.3.7 設計・開発の変更管理 (1) 設計・開発の変更を行った場合は <b>変更内容を識別するとともに、記録を作成し、これを管理する</b> (4.2.4参照)。	品証規則と整合を図った。 (品証規則に対する公衆審査にて「識別」はJEAC4111の「明確」と同意との解釈で可との回答がなされていることと、記録作成後は適切に保存年限を定め管理を行って来たため、従前の活動で担保されている。)	7.3.7 設計・開発の変更管理 (1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。
2 発電用原子炉設置者は、設計開発の変更を実施するに当たり、あらかじめ、照査、検証及び妥当性確認を適切に行い、承認しなければならない。		(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。		(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。
3 発電用原子炉設置者は、設計開発の変更の照査の範囲を、当該変更が発電用原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該発電用原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含むものとしなければならない。		(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価( <b>当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。</b> )を含める。	品証規則と整合を図った。	(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含める。
4 発電用原子炉設置者は、第二項の規定による変更の照査の結果に係る記録(当該照査結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。)を作成し、これを管理しなければならない。		(4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	品証規則と整合を図った。 (記録作成後は適切に保存年限を定め管理を行って来たため、従前の活動で担保されている。)	(4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。

品証規則	品証規則解釈	工事計画認可申請の品質保証計画	相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答	【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可)
		7.4 調達		7.4 調達
(調達プロセス)		7.4.1 調達プロセス  (1) 保安に関する組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。		7.4.1 調達プロセス  (1) 保安に関する組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。
第三十六条 発電用原子炉設置者は、外部から調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自らの規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。 2 発電用原子炉設置者は、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を、当該調達物品等が個別業務又は発電用原子炉施設に及ぼす影響に応じて定めなければならない。 3 発電用原子炉設置者は、調達物品等要求事項に従って、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。 4 発電用原子炉設置者は、調達物品等の供給者の選定、評価及び再評価に係る判定基準を定めなければならない。 5 発電用原子炉設置者は、第三項の評価の結果に係る記録（当該評価結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。 6 発電用原子炉設置者は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の発電用原子炉設置者と共有するためには必要な措置に関する事項を含む。）及びこれが確実に守られるよ	 (2) 供給者及び調達製品に対する管理の方法及び程度は、調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。  (3) 保安に関する組織は、供給者が保安に関する組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の判定基準を定める。  (4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。	  品証規則と整合を図った。 (供給者の能力を評価する際の基準は判定基準として規定化しているため、従前の活動で担保されている。)	  (2) 供給者及び調達製品に対する管理の方法及び程度は、調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。  (3) 保安に関する組織は、供給者が保安に関する組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。  (4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。	
		(5) 保安に関する組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。	品証規則と整合を図った。 (情報の共有に必要な条件の反映、共有の方法については、従来の考え方を踏襲し 8.5.3 に反映。)	(5) 保安に関する組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。

品証規則	品証規則解釈	工事計画認可申請の品質保証計画	相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答	【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可)
う管理する方法を定めなければならぬ。				
(調達物品等要求事項) 第三十七条 発電用原子炉設置者は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち該当するものを含めなければならない。	第37条(調達物品等要求事項)	7.4.2 調達要求事項 (1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。  a. 製品、業務の手順及びプロセス並びに設備の承認に関する要求事項  b. 要員の適格性確認に関する要求事項  c. 品質マネジメントシステムに関する要求事項  d. 不適合の報告及び処理に関する要求事項  e. 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項	品証規則では、第1項で調達要求事項の条件として「次に掲げるもの」としている。保安規定では(1)で先ず調達製品に関する要求事項を明確にしていることから、品証規則の第1項第六号の「その他調達物品等に関し必要な事項」は工認品証計画の7.4.2(1)に含まれる。 品証規則と整合を図った。 (調達要求としての手順は、製品・役務の実現に対する業務の手順であることから、従前の活動で担保されている。)	7.4.2 調達要求事項 (1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。  a 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項  b 要員の適格性確認に関する要求事項  c 品質マネジメントシステムに関する要求事項  d 不適合の報告及び処理に関する要求事項  e 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項
一 調達物品等の供給者の業務の手順及びプロセス並びに設備に係る要求事項				
二 調達物品等の供給者の職員の適格性の確認に係る要求事項		b. 要員の適格性確認に関する要求事項		b 要員の適格性確認に関する要求事項
三 調達物品等の供給者の品質管理監督システムに係る要求事項		c. 品質マネジメントシステムに関する要求事項	品証規則に対する公衆審査にて、第三十七条の三の「品質管理監督システム」は第二条の定義は該当しないISO9001等の一般的なQMSを指すとの回答がなされていることから、JEAC4111の表現のままとした。	c 品質マネジメントシステムに関する要求事項
四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項		d. 不適合の報告及び処理に関する要求事項	品証規則と整合を図った。	d 不適合の報告及び処理に関する要求事項
五 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項	1 規則第37条第1項第5号に規定する「安全文化を醸成するための活動」には、例えば以下のような活動がある。 ・原子力安全に対する個人及び集団としての決意を表明し、実践すること。 ・原子力安全に対する当事者意識を高めること。 ・信頼、協働、自由なコミュニケーションを奨励し、より良い労働環境条件の改善に努め、人的・組織的問題の報告を重視する開かれた	e. 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項	品証規則と整合を図った。	e 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項

品証規則	品証規則解釈	工事計画認可申請の品質保証計画	相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答	【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可)
	<p>文化を構築すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力安全が損なわれるこことないように、構築物、系統及び機器の欠陥に関する報告を適切に行うこと。</li> <li>・特定された問題及び改善提案に対する迅速な対応を行うこと。</li> <li>・組織が、継続的に、安全と安全文化を高め、改善するための手段を持つこと。</li> <li>・原子力安全に対する組織及び個人の責任と説明責任を果たすこと。</li> <li>・原子力安全に関し、組織のあらゆる階層において問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を奨励し、慢心を戒めるための方策を模索し実施すること。</li> <li>・組織内での安全及び安全文化に関する重要な要素について共通的理解を促進すること。</li> <li>・自らの業務及び職場環境に関連したリスクを認識し、起こりうる結果を理解すること。</li> <li>・全ての活動において慎重な意志決定をすること。</li> </ul>			
六 その他調達物品等に関し必要な事項		f. その他必要な事項	<p>品証規則と整合を図った。 (品証規則では、第1項で調達要求事項の条件として「次に掲げるもの」としている。保安規定では(1)で先ず調達製品に関する要求事項を明確にしていることから、品証規則の第1項第六号の「その他調達物品等に関し必要な事項」は工認品証計画の7.4.2(1)に含まれることから、従前の活動で担保されている。)</p>	
2 発電用原子炉設置者は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。		(2) 保安に関する組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項の妥当性を確認する。	<p>品証規則と整合を図った。 (調達要求事項は供給者へ伝達する前に審査・承認を行い、要求事項の妥当性を確認しているため、従前の活動で担保される。)</p>	(2) 保安に関する組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。

品証規則	品証規則解釈	工事計画認可申請の品質保証計画	相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答	【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可)
3 発電用原子炉設置者は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。		(3) <u>保安に関する組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u>	品証規則と整合を図った。	(3) 保安に関する組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。
(調達物品等の検証) 第三十八条 発電用原子炉設置者は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検査試験その他の個別業務を定め、実施しなければならない。	第38条（調達製品等の検証） 1 規則第38条第1項に規定する「必要な検査試験」とは、例えば、「発電用原子炉設置者が自ら行う検査試験」をいう。 2 規則第38条第1項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、「発電用原子炉設置者が供給者のプロセスの監視測定及び検証のために供給者が行う検査への立会いや記録確認を行うこと」をいう。	7.4.3 調達製品の検証 (1) 保安に関する組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。		7.4.3 調達製品の検証 (1) 保安に関する組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。
2 発電用原子炉設置者は、調達物品等の供給者の施設において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法を、前条の調達物品等要求事項の中で明確にしなければならない。		(2) 保安に関する組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、保安に関する組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。		(2) 保安に関する組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、保安に関する組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。
		7.5 業務の実施		7.5 業務の実施
(個別業務の管理) 第三十九条 発電用原子炉設置者は、個別業務を、次に掲げる管理条件（個別業務の内容等から該当しないと認められる管理条件を除く。）の下で実施しなければならない。		7.5.1 業務の管理 保安に関する組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。		7.5.1 業務の管理 保安に関する組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。
一 保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。		(1) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。	品証規則に対する公衆審査にて「体制にあること」は JEAC4111 の「利用できる」と同意との解釈で可と回答がなされていることから、JEAC4111 の表現のままとした。	a 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。
二 手順書が利用できる体制にあること。		(2) 必要に応じて、作業手順が利用できる。		b 必要に応じて、作業手順が利用できる。
三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		(3) 適切な設備を使用している。		c 適切な設備を使用している。

品証規則	品証規則解釈	工事計画認可申請の品質保証計画	相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答	【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可)
四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		(4) 監視機器及び測定機器が利用できる体制にあり、かつ使用している。	品証規則と整合を図った。 (利用でき、使用するためには利用できる体制を整えているからであり、従前の活動で担保される。)	d 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。
五 第四十九条の規定に基づき監視測定を実施していること。		(5) 監視及び測定が実施されている。		e 監視及び測定が実施されている。
六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		(6) 業務のリリースが実施されている。		f 業務のリリースが実施されている。
(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	第40条(個別業務の実施に関するプロセスの妥当性確認)	7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認  (1) 規則第40条第1項に規定する「個別業務が実施された後にのみ不具合が明らかになる場合」には、以下の二種類がある。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務の結果が実施過程の管理、業務実施者の技量又はその両者に高度に依存し、それ以降の監視及び測定では所定の品質を容易に判定できない場合。例えば、溶接や非破壊検査等がある。</li><li>・ 業務の実施後でなければ不具合が顕在化しない場合。例えば、正しい情報の伝達やコンピュータシミュレーションの妥当性確認がある。</li></ul>	品証規則と整合を図った。	7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認  (1) 保安に関する組織は、業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。
1 発電用原子炉設置者は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果であるプロセス出力情報を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不具合が明らかになる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。		(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。		(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。
2 発電用原子炉設置者は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によって実証しなければならない。		(3) 保安に関する組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。		(3) 保安に関する組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。
3 発電用原子炉設置者は、第一項の規定により妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、当該プロセスの内容等から該当しないと認められる事項を除く。				

品証規則	品証規則解釈	工事計画認可申請の品質保証計画	相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答	【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可)
一 当該プロセスの照査及び承認のための判定基準		a. プロセスのレビュー及び承認のための明確な <span style="background-color: yellow;">判定</span> 基準	品証規則と整合を図った。 (プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準は7.1項にて判定基準として規定化しているため、従前の活動で担保されている。)	a プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準
二 設備の承認及び職員の適格性の確認		b. 設備の承認及び要員の適格性確認		b 設備の承認及び要員の適格性確認
三 方法及び手順		c. 所定の方法及び手順の適用		c 所定の方法及び手順の適用
四 第七条に規定する記録に係る要求事項		d. 記録に関する要求事項(4.2.4参照)		d 記録に関する要求事項(4.2.4参照)
五 再妥当性確認（個別業務に関する手順を変更した場合等において、再度妥当性確認を行うことを行う。）		e. 妥当性の再確認		e 妥当性の再確認
(識別)		7.5.3 識別及びトレーサビリティ		7.5.3 識別及びトレーサビリティ
第四十一条 発電用原子炉設置者は、個別業務に関する計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により個別業務及び発電用原子炉施設を識別しなければならない。		(1) 保安に関する組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で <span style="background-color: yellow;">業務・原子炉施設</span> を識別する。	品証規則と整合を図り削除した。 (品証規則に対応した内容でないため削除した。)	(1) 必要な場合には、保安に関する組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別する。
(追跡可能性の確保)	第42条（追跡可能性の確保） 1 規則第42条に規定する「追跡可能性」とは、JIS Q9001で使用されている「トレーサビリティ」に相当するものである。	(2) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、保安に関する組織は、 <span style="background-color: yellow;">業務・原子炉施設を識別するとともに、記録を作成し、これを管理</span> する(4.2.4参照)。	前項削除に伴う付番の変更。 品証規則と整合を図った。 (記録作成後は適切に保存年限を定め管理を行って来たため、従前の活動で担保されている。)	(2) 保安に関する組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別する。 (3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、保安に関する組織は、業務・原子炉施設について <span style="background-color: yellow;">一意の識別を管理し、記録を維持</span> する(4.2.4参照)。
(発電用原子炉施設の外部の者の物品)	第43条（発電用原子炉施設の外部の者の物品）	7.5.4 組織外の所有物		7.5.4 組織外の所有物
第四十三条 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、当該物品に関する記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 規則第43条に規定する「発電用原子炉施設の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客の所有物」に相当するものである。 2 規則第43条に規定する「必要に応じ、記録を作成し、これを管理し	発電所組織は、組織外の所有物について、それが発電所組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	品証規則と整合を図った。 (記録作成後は適切に保存年限を定め管理を行って来たため、従前の活動で担保されている。)	発電所組織は、組織外の所有物について、それが発電所組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4参照)。

品証規則	品証規則解釈	工事計画認可申請の品質保証計画	相違の理由、品証規則反映に際しての考え方及び品証規則公衆審査での回答	【参考】保安規定第3条品質保証計画(H30.12.17認可)
	なければならない」場合には、例えば「発電用原子炉施設の外部の者の物品を紛失又は損傷した場合」がある。			
(調達物品の保持)		7.5.5 調達製品の保持	品証規則と整合を図った。 (調達製品の受け入れ後、その状態を保持するために保存を行っているため、従前の活動で担保される。)	7.5.5 調達製品の保存
第四十四条 発電用原子炉設置者は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品の状態を保持（識別、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）しなければならない。		発電所組織は、調達製品の検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保持（識別、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。		発電所組織は、調達製品の検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。
(監視測定のための設備の管理)	第45条(監視測定のための設備の管理)	7.6 監視機器及び測定機器の管理		7.6 監視機器及び測定機器の管理
第四十五条 発電用原子炉設置者は、個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確にしなければならない。		(1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、発電所組織は、実施すべき監視及び測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。	品証規則に対する公衆審査にて「設備」はISOの「監視機器及び測定機器」と同意との解釈で可との回答がなされていることから、JEAC4111の表現のままとした。	(1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、発電所組織は、実施すべき監視及び測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。
2 発電用原子炉設置者は、監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。		(2) 発電所組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。		(2) 発電所組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。
3 発電用原子炉設置者は、監視測定の結果の妥当性を確保するために必要な場合においては、監視測定のための設備を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。		(3) 監視及び測定の結果の妥当性を確保するために必要な場合には、監視機器及び測定機器に関し、次の事項を満たす。	品証規則と整合を図った。 (試験・検査など監視及び測定の結果の妥当性を確保する必要がある監視機器・測定機器には次項の管理を行っていることから、従前の活動で担保される。)	(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。
一 あらかじめ定めた間隔で、又は使用の前に、計量の標準（当該標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録すること。）まで追跡すること	1 規則第45条第3項第1号に規定する「あらかじめ定めた間隔」とは、「規則第25条第1項の規定に基づき定めた計画に基づくもの」をいう。	a. 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しな		a 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しな